

# 指定調査機関の指定等について

## 説明フロー

1. 指定調査機関の実態
2. 指定調査機関の技術的能力に係る指定基準
3. 技術管理者の基準
4. 技術管理者試験
5. 経過措置
6. 手続的事項

# 1. 指定調査機関の実態

- 現在、全国で約1600機関であり、土壤汚染状況調査の技術上の管理をつかさどる者として位置付けられる技術者は約3000名。事業所数は約3100ヶ所
- 自治体からは、下記の様な事例が見られたとの声も聞く。
  - 汚染のおそれの区分ができない。
  - 法に基づく調査手順を理解していない。
  - 単位区画の設定方法に誤りがある。
  - 試料採取の方法が不適切である。
  - 調査計画書・報告書の作成能力が不足。
  - 調査の発注者、自治体等への説明能力が不足。
  - 調査実績の少ない調査機関が多い。

## 2. 指定調査機関の技術的能力に係る指定基準 (新法第31条第1号)

指定調査機関の技術的能力に係る指定基準は、次のいずれにも該当することとする。

- ① 技術管理者証の交付を受けた者を置いていること。
- ② ①に掲げる者を土壤汚染状況調査等に従事する他の者の監督に当たらせることとしていること。
- ③ ②の監督の業務を行うことにより土壤汚染状況調査等が適確かつ円滑に遂行されるよう、①に掲げる者が適切に配置されていること。

なお、技術管理者以外で土壤汚染状況調査等に従事する者については、各指定調査機関において研修を行うことを業務規程に定めさせることにより、一定の能力を確保するよう誘導するものとする。

### 3. 技術管理者の基準(新法第33条)

技術管理者の基準は、次のいずれにも該当する者であることとする。

- ① 環境大臣が行う試験に合格したこと。
- ② 次のいずれかに該当すること。
  - イ 土壤の汚染の状況の調査に関し3年以上の実務経験を有する者
  - ロ 地質調査業又は建設コンサルタント業(地質又は土質に係るものに限る。)の技術上の管理をつかさどる者
  - ハ 土壤の汚染の状況の調査に関しイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術を有すると認められる者
- ③ 次のいずれにも該当しないこと。
  - イ 土壤汚染対策法又は同法に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - ロ 土壤汚染対策法第42条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

上記の基準を満たす者は、環境大臣に対し、技術管理者証の交付を申請することができることとする。

# 4. 技術管理者試験

## 4-1 試験の概要

技術管理者試験は、次のとおり行うこととする。

- ① 地方環境事務所の管轄区域ごとに会場を設け、年1回、一斉に試験を行い、第1回試験の期日は、平成22年度中とする。
- ② 試験の内容は、土壤汚染対策法に基づき、土壤汚染状況調査等の業務を「適確かつ円滑に遂行する」ための能力として、法の正確な理解や法に基づく調査方法についての知識の有無を問うものに加え、地質学や化学に対する理解や、汚染をより確実に発見するために必要な現場経験から培われる知識の有無を問うものとする。その他、環境問題全般に関する基礎知識も併せて確認する。

- ✓ 地歴調査・土壤汚染のおそれの分類
- ✓ 試料採取ポイントの設定
- ✓ 試料採取・測定
- ✓ 調査結果の評価

- (例) ・調査対象とする特定有害物質及び調査範囲を適正に画定すること。  
・試料採取を行う区画の選定を適正にできること。  
・選定された区画において、地歴調査の結果を踏まえ、適切な試料採取ポイントを設定することができること。  
・非汚染の下部帯水層まで汚染を広げないように、帯水層の底の位置を十分確認しながら、ボーリング調査を適切に実施できること。

## 4-2 技術管理者証の交付

技術管理者証の交付手続は、次のとおりとする。

- ① 3に掲げる基準を満たす者は、環境大臣に対し、技術管理者証の交付を申請することができる。
- ② 環境大臣は、申請する者が3に掲げる基準を満たす者であることを確認したときは、当該申請する者に対し、技術管理者証を交付する。ただし、当該交付の申請は、試験を受けた日から3年以内に行わなければならないこととする。
- ③ 技術管理者証に、5年間の有効期間を設け、講習を修了することを更新の要件とする。

(参考)資格者証に有効期限を設けている例

### ○介護支援専門員証

介護支援専門員証の有効期限は5年であり、有効期限の更新を受けようとする者は、都道府県知事が行う研修を受講しなければならない。

### ○宅地建物取引主任者証

宅地建物取引主任者証の有効期限は5年であり、有効期限の更新を受けようとする者は、更新の申請前6ヶ月以内に都道府県知事が行う研修を受講しなければならない。

## 5. 経過措置

技術管理者試験は、平成22年度中に第1回を行い、以降、年度ごとに1回行うこととする。この場合、試験合格者決定までの間、技術管理者不在の状態が生ずることから、土壤汚染状況調査等を行う者を確保するため、以下の経過措置を講じ、安定的に新制度に移行できるようにする。

「旧法における土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第2条第2項に規定される土壤汚染状況調査の技術上の管理をつかさどる者」は、第3回技術管理者試験の合格者が決定されるまでの間、3の技術管理者の基準のうち①を適用しないこととし、同基準の③を満たすことにより、環境大臣に対し、技術管理者証の交付を申請することができることとする。

なお、環境省は、改正法施行までの間、3の基準のうち②を満たす者を対象に、新法による土壤汚染状況調査等の方法について講習を行い、実質的に、新法への移行に備えることとする。

## (参考1) 他法令による経過措置の例

大分類	小分類	資格名(法令)
旧法における有資格者を、無条件に新法における有資格者とみなすパターン	旧法による試験の合格者を、新法による試験の合格者とみなす例	・宅地建物取引主任者(宅地建物取引業法) ・製造保安責任者(高圧ガス保安法)
	旧法による許可を受けた者を、新法による試験の合格者とみなす例	・登録販売者(薬事法)
	旧法における有資格者を、無条件に新法による登録を受け、当該資格を有する者であることを証する証書の交付を受けたものとみなす例	・介護支援専門員(介護保険法)
旧法における有資格者を、一定の条件の下に、新法における有資格者とみなすパターン	旧法における有資格者を、改正法施行後一定期間内に講習を受けることにより、新法における有資格者とみなす例	・乙種危険物取扱者(消防法) ・マンション管理士(マンション管理の適正化の推進に関する法律) ・浄化槽設備士、浄化槽管理士(浄化槽法)
	旧法における有資格者を、改正法施行前に行われる講習を受けることにより、新法における有資格者とみなす例	・教員免許(教育職員免許法)

## (参考2) 経過措置の例(時系列イメージ)



凡例

※ 試験は、年1回複数箇所で同時実施する。

旧法に基づく技術者が技術管理者の基準に適合している期間

試験に合格した者が技術管理者の資格を有するものとする期間

# 6. 手続的事項

## 6-1 業務規程(第37条)

### ○改正前

- 1 土壤汚染状況調査を行う事業所の所在地
- 2 土壤汚染状況調査の結果の通知及び保存に関する事項

### ○改正後

- 1 土壤汚染状況調査を行う事業所の所在地
- 2 土壤汚染状況調査の結果の通知及び保存に関する事項

技術管理者の適切な配置を指定基準化することに伴い新設

- 3 土壤汚染状況調査の実施体制に関する事項

申請の手引きによる解説を参考に規定

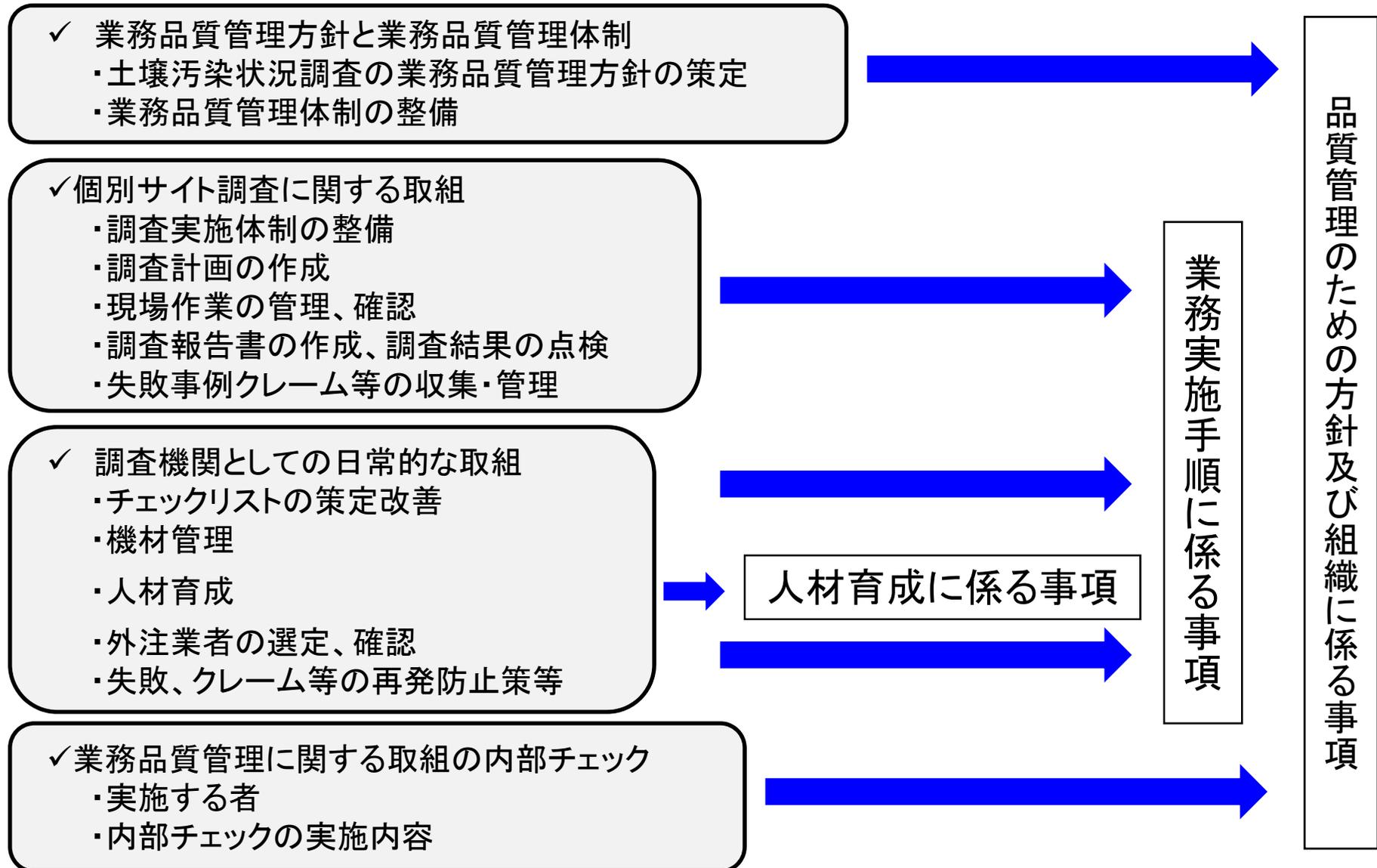
- 3 技術管理者の配置に関する事項
- 4 法第31条第2号の基準(役員等の構成が調査の公正な実施に支障を及ぼさないこと)に適合するために遵守すべき事項
- 5 法第31条第3号の基準(調査が不公正にならないための実施体制に関すること)に適合するために遵守すべき事項

ガイドラインを参考に新設

- 4 1~3に掲げるもののほか、土壤汚染状況調査の業務に関し必要な事項

- 6 業務実施手順に係る事項
- 7 品質管理のための方針及び組織に係る事項
- 8 人材育成に係る事項
- 9 1~8に掲げるもののほか、土壤汚染状況調査等の業務に関し必要な事項

(参考) 指定調査機関が土壌汚染状況調査等の業務における業務品質管理に取り組む際に参考とするのが適当な事項としてガイドラインに示されているもの  
(「土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の情報開示・業務品質管理に関するガイドライン」より)



## 6-2 帳簿(新法第38条)

### ○新規追加規定 【帳簿記載事項】

- ✓ 土壤汚染状況調査等の業務の発注者の氏名又は名称及び住所
- ✓ 土壤汚染状況調査等の方法、結果及び報告期日(土壤汚染状況調査等報告書の写しも可とする)
- ✓ 土壤汚染状況調査等について監督を行った技術管理者の氏名及び技術管理者証番号
- ✓ 技術管理者の監督の状況の記録

### 【帳簿保存期間】

- ✓ 帳簿の保存期間は、当該調査の結果を都道府県知事に報告した日から10年間とする

(参考)申請の手引きによる解説

※ 調査結果の保存については、10年間保存すべき

(参考)業務品質管理に関する事項が円滑かつ確実に行われていることを確認するためのリストや作成文書・管理帳票の例としてガイドラインに示されているもの  
(「土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の情報開示・業務品質管理に関するガイドライン」より)

